

勤勞青少年福祉対策基本方針

昭和 46 年 5 月

労 働 省

〒 大阪市東区大手前之町一丁目
〒 阪合同庁舎第一号館 郵便番号 540

大阪婦人少年室

電話 941 局 4 6 4 7 番

第1	方針作成の意義	1
1	方針のねらい	1
2	方針運営の基本的態度	1
3	方針運営の期間	2
第2	勤労青少年の職業生活の動向に関する事項	3
1	勤労青少年人口の減少傾向	3
2	勤労青少年の都市流入傾向	4
3	勤労青少年の離転職	4
4	職務態様の変化	5
5	生活意識の変化	6
6	余暇時間の増大	7
第3	勤労青少年の福祉の増進に関する基本的施策	8
1	勤労青少年の福祉の増進に関する気運の醸成	8
2	適職の選択および職業への適応に関する措置	8

3	職業訓練の奨励	10
4	職場環境の整備	11
5	余暇時間の有効活用	13

第1 方針作成の意義

1 方針のねらい

この方針は、勤労青少年の福祉に関する施策の基本的方向を明らかにすることにより、都道府県知事がこの方針を参酌して策定する都道府県勤労青少年福祉事業計画と相まって、勤労青少年福祉の施策を一層充実強化するとともに、事業主に対して、勤労青少年の福祉措置に関する自主的な推進体制の確立を促し、もって政府、地方公共団体、事業主等が一体となつて、勤労青少年福祉の増進の実をあげようとするものである。

2 方針運営の基本的態度

本方針により、勤労青少年の福祉のための施策をすすめるにあつては、勤労青少年が心身の成長過程にあることにかんがみ、有為な職業人としてすこやかに成育するよう配慮するとともに、勤労青少年自身が勤労に従事する者としての自覚をもち自ら将来の産業および社会をになう職業人として成育するよう留意する必要がある。すなわち、勤労青少年の福祉対策は、いわゆる若年労働力確保のためではなく、勤労青少年の幸福の増進をはかる見地からすすめられるべきである

と同時に、また、勤労青少年自身の自主的な努力をそこなうものであつてはならない。

3 方針運営の期間

本方針の運営期間は、昭和46年度から昭和50年度までの5カ年とする。

なお、新たにあらわれる諸問題について常に検討を行ない、必要がある場合には方針の補正を行なうものとする。

第2 勤労青少年の職業生活の動向に関する事項

1 勤労青少年人口の減少傾向

15歳から19歳までの青少年人口は昭和40年1,086万人(15歳から24歳は2,015万人)、昭和45年927万人(同1,995万人)であつたが、昭和50年には781万人(同1,693万人)に減少するものと推定される。また、中学校および高等学校を卒業した者の上級学校への進学率は昭和40年それぞれ67.4%、24.5%、昭和45年78.7%、23.3%であつたが、今後さらにこの進学率上昇の傾向は、続くものと推定される。

このため、15歳から19歳までの青少年労働力人口は昭和40年392万人(15歳から24歳は1,117万人)、昭和45年301万人(同1,108万人)であつたが、昭和50年度には222万人(同849万人)に減少するものと推定される。

このような傾向のなかで、新規学卒者をめぐる需給はひつ迫し、その求人倍率は昭和40年中卒3.7倍、高卒3.5倍、昭和45年5.8倍および7.1倍となつており、この方針運営期間中を通じて勤労青少年人口の減少および需給のひつ迫は、持続するものとみられる。

2 勤労青少年の都市流入傾向

近年の就業構造の変化は青少年においてとくに顕著にあらわれ、雇用労働者としての青少年の増加をもたらしてきたが、このことは、それら勤労青少年の都市への流入、集中をまねくこととなつた。

新規中卒・高卒者の就職状況を昭和40年からの5年間でみると30%前後の水準で県外に就職している。その県外就職者の大部分は都市に流入するもので、昭和44年3月卒の新規学卒者の県外就職先の約9割は太平洋沿岸ベルト地帯となつている。今後、新規学卒者数の減少、地域開発の進展に伴う従来の供給地内での労働需要の増加等もあつて、新規学卒者の県外就職率はやや低下するものと予測されるが、依然として勤労青少年の都市への流入傾向は続くであろう。

3 勤労青少年の離転職

最近、勤労青少年の離転職が社会的関心事となつている。離転職が本人の人生目標に従つて行なわれる場合、または本人の希望に見合つた適職に就く場合、家庭の事情による場合など離転職は必ずしも否定されるべきものではないが、成長過程にある時期に、衝動的に、無計画に離転職をくり返し、技能を

修得する機会を逸し、あるいは職業生活設計をたてることができなくなることは好ましいことではない。

昭和45年度の労働省調査によれば、新規中卒・高卒就職者の離転職状況は、就職後2年以内に各約40%、就職後3年以内に各50%強と勤労青少年の離転職率はかなり高くなっている。これは青少年期特有の悩みや情緒不安定、職場生活への不適応、労働時間・賃金に対する不満、都会生活への不適応などが大きな要因とみられる。

この傾向は、今後も青少年人口が減少し、他方、高度経済成長が続くなかで雇用機会が増えることと相まって持続するものと予想される。

4. 職務態様の変化

- (1) 技術革新の進展に伴い高度の知識、技能および広範な情報を要求する産業、職業が多くなり、これに対応して専門的知識をもつ者、技術者、テクニシャンに対する需要の大幅な増大が見込まれている。また、技能工、生産工程従事者についても、高度の技能に加え、総合的な判断力、適応力が求められるようになっている。

このような傾向が進行するなかで、これからの勤労青少年

が十分職業に適應し、希望と生きがいをもって勤勞に従事するためには、その職業にふさわしい高い知識、技能が必要であり、このため、技能および専門的知識を修得することが強く要請されるようになる。

- (2) 他方、急速な技術革新により作業の標準化、単純化、分業化、高速化による単調労働が増加してきている。また、労働密度も高くなつてきている。これら単純・単調労働や労働の高密度化等は一般に勤勞青少年にいわゆる歯車感、焦燥感、孤独感を与えており、職場における人間関係の不調和とともに人間疎外、職業に起因する精神性疲労、神経障害等看過しえないものを生み出している。今後、これらの問題は一層深刻化するであろう。

また、後期中等教育修了後就職する青少年がブルーカラー職種や単調労働についた場合、これらの者のホワイトカラー志向性の強いことと相まつて職業適應上の問題が今後大きな課題となるであろう。

5 生活意識の変化

近年の産業構造の変化、雇用労働者の増加、人口の都市集中、情報化社会の進行などに伴つて、既存の価値観、慣習、

行動様式、風俗等に大きな変化がもたらされている。とくに都市においては、地縁的な人間のつながりを欠きやすい性格をもち、これらのことから不安感、疎外感、消費的・享樂的嗜好がめだち、今日一般に主体性、創造性の喪失が問題視されているところであり、青少年のもつ主体的参加意識、創造的意欲をどのように理解し發揮させるかということが大きな課題となるであろう。

6 余暇時間の増大

労働時間の短縮による余暇時間の増加、賃金の上昇による所得の増加は、勤労青少年の余暇のすごし方に関する関心を深めることとなるが、余暇時間は単に疲労を回復するための消極的な意味の時間であるばかりでなく、生活の充実、人間形成、心身の鍛練、地域社会への参加等をはかる積極的意義をもつ時間であるという認識が強まってきたなかで、勤労青少年の余暇のすごし方はますます大きな問題となっていくであろう。

第3 勤労青少年の福祉の増進に関する基本的施策

上述したような勤労青少年の動向に対応して、勤労青少年の労働条件、意識、就業状況等を考慮しつつ総合的に施策をすすめることとするが、とくに次の事項について重点的に措置するものとする。

1 勤労青少年の福祉の増進に関する気運の醸成

勤労青少年の福祉の措置を有効にすすめるためには、広く国民の間に、勤労青少年の福祉の増進の気運を醸成する必要がある。

このため、国および地方公共団体は、それぞれの分野において、常に勤労青少年の実態の把握に努め、事業主、勤労青少年および社会一般に対する指導、啓発のための広報活動を行なうものとする。とくに「勤労青少年の日」を中心として、勤労青少年の福祉についての関心と理解を深め、かつ、勤労青少年の自主的意欲を高めるための事業を実施するなどその啓蒙に努めるものとする。

2 適職の選択および職業への適応に関する措置

勤労青少年が充実した職業生活を営み、有為な職業人とし

てすこやかに成育するためには、適切な職業選択が行なわれ、職業に対する適応性の増大がはかれるように勤労青少年の特性に応じた計画的な職業指導を継続して行なうことが要請される。

このため、職業安定機関と学校との強力な連けいのもとに、勤労青少年が職業の選択に際して、自己の有する適性・能力等を正しく理解し、産業・職業に関する豊富な知識を得て、適切な職業選択を行ない得るよう、勤労青少年その他の関係者に対して、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を提供するとともに、職業適性検査、職業相談の充実等により一貫した指導、援助を行なうよう努めるものとする。

また、すでに就職した者に対しても職業に対する適応性を増大させるために、職業安定機関としては、勤労青少年ならびに雇用主等関係者に対して、職業への適応に関する相談・指導を行なうこととし、年少就職者相談室および年少就職者相談員の活用をはかるとともに、関係行政機関との連けいの強化、事業所に対する職場適応指導の徹底など、勤労青少年の職業に対する適応性の増大を促進するための措置の充実に努めるものとする。

3 職業訓練の奨励

(1) 職業訓練受講機会の確保

急速な技術革新が進展する時代にあつて、勤労青少年が職業の変化に円滑に対応しうる幅広い適応力を身につける機会が広く確保されなければならない。そのため、新規学卒就職者で技能を必要とする職業に就くものは必ず職業訓練を受講できるような職業訓練の社会慣行化をはかつていくことが要請される。

このため、国および地方公共団体は、職業訓練の充実に努めるとともに、勤労青少年、その父兄、事業主、中学校・高等学校の教師等に対しても職業訓練の必要性について積極的に啓蒙活動を行ない、とくに事業主等の行なう職業訓練に対する指導に努めるものとする。

(2) 技能尊重気運の醸成

わが国においては、今なお、学歴偏重等の風潮が根強く存在しているため、技能労働者の能力が適正に評価され、これにふさわしい処遇がなされているとはいえない現状にある。このような風潮を改め、勤労青少年を含む技能労働者が正しく評価され、処遇されるようにするため、今後も、国および地方公共団体は、あらゆる機会をとらえ、種々の

方法で技能尊重気運の醸成に努めるものとする。

4 職場環境の整備

勤労青少年が希望と意欲をもつて勤労に従事するためには、職場環境について組織、制度、労働条件および設備の面で整備されるとともに、職業心理の面からの配慮および人間関係を重視することが重要である。かねてから勤労青少年の労働条件の向上、職場施設の改善等について措置が行なわれてきたところであるが、今後はさらに事業主の行なう勤労青少年福祉増進措置に対し、次の事項を中心に指導を行なうよう努めるものとする。

(1) 職業訓練または教育を受ける勤労青少年に対する配慮

今後の産業社会のなかで勤労青少年が有為な職業人として成育していくためには、かなり高い知識や技能が求められるようになると考えられるので、勤労青少年の知識・技能の修得を促進することが望ましい。このことから、勤労青少年を雇用する事業主が、それら勤労青少年が職業訓練や教育を受ける場合に、その受講のための時間について配慮を行なうよう趣旨の徹底をはかるものとする。配慮されるべき勤労青少年は、法定職業訓練の受講者、高等学校の

定時制課程もしくは通信制課程の在籍者のほか、後期中等教育段階の青少年で、その職業能力向上のための知識、技能、資格を得るために、各種学校に通学する者として、事業主に対する指導をすすめるものとする。

なお、勤労青少年の通学等のための時間の配慮については、近年の産業界における勤務時間帯の多様化および勤労青少年の生活の実態等に応じ、教育・訓練施設の整備拡充およびその弾力的な運営をはかるよう十分な措置を講ずることがあわせて必要であるので、関係行政機関と密接な連携を行なう等により、その実効を期するものとする。

(2) 勤労青少年福祉推進者の選任等

勤労青少年の職場適応を容易にするために、事業主が選任することとなつた勤労青少年福祉推進者は、職場における勤労青少年福祉推進の中核となるものであるから、その選任のすみやかな普及とその資質向上のための指導を行なうものとする。指導にあたつては、当面、20歳未満の勤労青少年を20人以上雇用する事業場を対象としてその普及をはかるものとする。

(3) その他の措置

上記のほか、作業環境の改善、福利厚生の実施等につい

方法で技能尊重気運の醸成に努めるものとする。

4 職場環境の整備

勤労青少年が希望と意欲をもつて勤労に従事するためには、職場環境について組織、制度、労働条件および設備の面で整備されるとともに、職業心理の面からの配慮および人間関係を重視することが重要である。かねてから勤労青少年の労働条件の向上、職場施設の改善等について措置が行なわれてきたところであるが、今後はさらに事業主の行なう勤労青少年福祉増進措置に対し、次の事項を中心に指導を行なうよう努めるものとする。

(1) 職業訓練または教育を受ける勤労青少年に対する配慮

今後の産業社会のなかで勤労青少年が有為な職業人として成育していくためには、かなり高い知識や技能が求められるようになると考えられるので、勤労青少年の知識・技能の修得を促進することが望ましい。このことから、勤労青少年を雇用する事業主が、それら勤労青少年が職業訓練や教育を受ける場合に、その受講のための時間について配慮を行なうよう趣旨の徹底をはかるものとする。配慮されるべき勤労青少年は、法定職業訓練の受講者、高等学校の

定時制課程もしくは通信制課程の在籍者のほか、後期中等教育段階の青少年で、その職業能力向上のための知識、技能、資格を得るために、各種学校に通学する者として、事業主に対する指導をすすめるものとする。

なお、勤労青少年の通学等のための時間の配慮については、近年の産業界における勤務時間帯の多様化および勤労青少年の生活の実態等に応じ、教育・訓練施設の整備拡充およびその弾力的な運営をはかるよう十分な措置を講ずることがあわせて必要であるので、関係行政機関と密接な連携を行なう等により、その実効を期するものとする。

(2) 勤労青少年福祉推進者の選任等

勤労青少年の職場適応を容易にするために、事業主が選任することとなつた勤労青少年福祉推進者は、職場における勤労青少年福祉推進の中核となるものであるから、その選任のすみやかな普及とその資質向上のための指導を行なうものとする。指導にあたつては、当面、20歳未満の勤労青少年を20人以上雇用する事業場を対象としてその普及をはかるものとする。

(3) その他の措置

上記のほか、作業環境の改善、福利厚生の充実等につい

ても企業努力をすすめるように指導するものとする。

このため、国は次の施策を行なうように努めるものとする。

- 事業主に対し、①勤労青少年が法定職業訓練または定時制高等学校等の教育を受ける場合に、そのための時間を確保することができるようにすることについての啓発を行なう。
- ②勤労青少年を雇用する事業場（当分の間は勤労青少年20人以上）に対し福祉推進者を置くことの啓発を行なう。
- ③勤労青少年のための作業環境の改善、安全衛生教育の充実、単調労働・交替制勤務についての配慮、福利厚生施設の整備についての指導、奨励を行なうように努める。また、年少労働者福祉員制度の活用により中小企業における労働条件の向上をすすめるものとする。

地方公共団体においては、上記の必要性にかんがみ、地域の実情に応じ国の施策を参酌して適切な措置をとるよう努めるものとする。

5 余暇時間の有効活用

勤労青少年が今後増加の傾向にある余暇時間を人間性の回復、自己啓発、社会参加などのために活用することは、その

人間形成上きわめて重要であるので、積極的な余暇活動の振興のため次のような事項について措置するように努めるものとする。

(1) 余暇活動のための福祉施設の整備

勤労青少年とくに中小企業に働く青少年については、余暇活動のための福祉施設に恵まれないため、公的な福祉施設の整備が強く望まれているところである。労働省では、これらの施設として、かねてから勤労青少年ホーム、勤労青少年体育施設等の設置を推進してきたが、今後ともこれから福祉施設の設置運営に努めるものとする。

(2) 指導者の養成

余暇のすごし方については、勤労青少年が自主的、主体的に決めることが好ましいが、同時に適切な指導と助言を得られることが重要であるので、勤労青少年が適時適切に、熱意と能力のある指導者を得られるよう、福祉施設、育成団体、勤労青少年のクラブ等に勤労青少年の余暇生活について指導、助言できる指導者の養成に努めるものとする。

(3) 勤労青少年のクラブ活動への援助等

勤労青少年の積極的な余暇活動の振興をはかるためには、上記(1)、(2)の福祉施設の整備および指導者の養成と相ま

でも企業努力をすすめるように指導するものとする。

このため、国は次の施策を行なうように努めるものとする。

- 事業主に対し、①勤労青少年が法定職業訓練または定時制高等学校等の教育を受ける場合に、そのための時間を確保することができるようにすることについての啓発を行なう。
- ②勤労青少年を雇用する事業場（当分の間は勤労青少年20人以上）に対し福祉推進者を置くことの啓発を行なう。
- ③勤労青少年のための作業環境の改善、安全衛生教育の充実、単調労働・交替制勤務についての配慮、福利厚生施設の整備についての指導、奨励を行なうように努める。また、年少労働者福祉員制度の活用により中小企業における労働条件の向上をすすめるものとする。

地方公共団体においては、上記の必要性にかんがみ、地域の実情に応じ国の施策を参酌して適切な措置をとるよう努めるものとする。

5 余暇時間の有効活用

勤労青少年が今後増加の傾向にある余暇時間を人間性の回復、自己啓発、社会参加などのために活用することは、その

人間形成上きわめて重要であるので、積極的な余暇活動の振興のため次のような事項について措置するように努めるものとする。

(1) 余暇活動のための福祉施設の整備

勤労青少年とくに中小企業に働く青少年については、余暇活動のための福祉施設に恵まれないため、公的な福祉施設の整備が強く望まれているところである。労働省では、これらの施設として、かねてから勤労青少年ホーム、勤労青少年体育施設等の設置を推進してきたが、今後ともこれら福祉施設の設置運営に努めるものとする。

(2) 指導者の養成

余暇のすごし方については、勤労青少年が自主的、主体的に決めることが好ましいが、同時に適切な指導と助言を得られることが重要であるので、勤労青少年が適時適切に、熱意と能力のある指導者を得られるよう、福祉施設、育成団体、勤労青少年のクラブ等に勤労青少年の余暇生活について指導、助言できる指導者の養成に努めるものとする。

(3) 勤労青少年のクラブ活動への援助等

勤労青少年の積極的な余暇活動の振興をはかるためには、上記(1)、(2)の福祉施設の整備および指導者の養成と相ま

つて、勤労青少年が自ら積極的に余暇時間を充実できるような機会を多面的に提供することが重要である。このため、スポーツ、レクリエーション、文化事業を充実して勤労青少年の参加を促し、また、クラブ活動に対する援助の措置を行なうように努めるものとする。

このため、国は次の施策を行なうように努めるものとする。

①必要に応じ勤労青少年ホームの設置の助成を行ない、および運営の指導を行なう。②勤労青少年ホーム指導員、勤労青少年の指導者の養成を行なう。③勤労青少年のクラブ活動、スポーツ、レクリエーションおよび文化活動の奨励、援助の措置を行なう。④勤労青少年育成事業に対する指導、援助を行なう。

このほか、雇用促進事業団は、勤労青少年体育施設、勤労青少年センターを設置し、その適切な運用をはかるものとする。

地方公共団体においては、上記の必要性にかんがみ、地域の実情に応じ国の施策を参酌して適切な措置をとるよう努めるものとする。

GAa1/1

8B-4-25



女性と仕事の未来誌



00965087